

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

ページ

### 告 示

○宮城県の県税に係る地方税ポータルシステム利用規約の一部を改正する  
告示  
（税 務 課）

○有害図書類の指定  
告示  
（共同参画社会推進課）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出  
（障害福祉課）

○農用地利用配分計画の認可の申請  
（農業振興課）

○保安林の指定の予定  
（森林整備課）

○都市計画決定の図書の写しの縦覧  
（都市計画課）

○都市計画の変更  
（同）

○都市計画変更の図書の写しの縦覧  
（同）

○土地改良区の定款変更の認可  
（北部地方振興事務所）

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告  
（情報政策課）

○開発行為に関する工事の完了（二件）  
（建築宅地課）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公  
告  
（教育庁施設整備課）

### 選挙管理委員会

○政治団体の届出  
（同）

○政治団体の届出事項の異動届  
（同）

○政治団体の解散届  
（同）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十九年分）  
（同）

八 八 七 七 六 六 四 四 三 三 二 二 一 一

## 告 示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十年分）  
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分（令和元年分））  
○資金管理団体の届出  
○資金管理団体の届出事項の異動届  
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正  
正 誤  
○宮城県公報第二九五五号（平成三十年五月一日付け）中  
一〇 九 九 九 八

○宮城県告示第五百七十九号  
宮城県の県税に係る地方税ポータルシステム利用規約の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和元年六月二十一日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県の県税に係る地方税ポータルシステム利用規約（平成十八年宮城県告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方税電子化協議会（東京都千代田区平河町二丁目四番九号。以下「協議会」という。）を「地方税共同機構（以下「機構」という。）」に改める。

第三条及び第五条中「協議会」を「機構」に改める。

附 則

この告示は、令和元年六月二十一日から施行し、改正後の宮城県の県税に係る地方税ポータルシステム利用規約の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

○宮城県告示第五百八十号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。  
令和元年六月二十一日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	書 籍	封印解禁新時代SEXY美女大開放SP	マイウェイ出版株式会社

九	九	七	六	五	四	三	二
雑誌	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌
裏モノJAPAN 7月号 01805107	ニッポン裏200景 01806107	週刊実話サ・タブー 週刊実話増刊 7月6日号 2032717/6	ナックルス極ベスト vol. 26 68541110	6 2019 June Young Love Comic aya	0857717 無敵恋愛S*girl 7 2019	05375107 実話BUNKAタブー 7月号 2019	9 女子アナスクランブル!!! Vol. 4 62493174
株式会社鉄人社	株式会社鉄人社	株式会社日本ジャーナル出版	株式会社大洋図書	宙おおぞら出版	ぶんか社	株式会社コアマガジン	株式会社海王社

二 指定理由

図書類の内容が、一から五の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、六の図書類にあつては、著しく犯罪を誘発し、七の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ甚だしく残忍性を有し、八から九の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和元年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一三〇〇一三〇	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
J A 栗っこケアサービス相談センター 栗原市金成沢辺本戸	栗っこ農業協同組合	居宅介護・重度訪問介護	令和元年六月三十日	

〇四一三五〇〇二六	口五〇番地	居宅介護・重度訪問介護	ばんぶきん株式会社	令和元年六月三十日
ばんぶきん介護センターハルバースター シヨウ女川 牡鹿郡女川町浦宿浜 字門前二九一―一二 号棟				

○宮城県告示第五百八十二号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を令和元年六月二十一日から令和元年七月五日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

令和元年六月七日

三 縦覧場所

宮城県庁（農政部農業振興課）

○宮城県告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林子定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉字湯元六七の三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百八十四号

大和町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

大和リサーチパーク北地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

利府町流域関連公共下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

(1) 汚水

多賀城市 南宮字上新田、同字日向前、同字青津目、同字二津井、岩切字分台の全部

利府町 森郷字塚崎、同字新太子堂、同字新椎の木前、同字新町浦、同字仲町浦、利府字城前及び同字新神明前の各一部

(2) 雨水

利府町 森郷字新椎の木前、利府字館前、同字神明前、同字新館、同字堀切前、同字新屋田前、同字八幡崎前及び加瀬字新前谷地の全部

森郷字塚崎、同字凹福寺、同字古戸、同字新太子堂、同字仲町浦、利府字椎ノ木、同字城内、同字館、同字城前、同字新神明前、同字新並松、同字新大谷地、同字八幡崎、沢乙字館ヶ沢、同字寺下、同字向山、同字白石沢及び同字唄沢の各一部

2 廃止する部分

(1) 汚水

利府町 葉山二丁目、赤沼字大貝及び同字番ヶ森の各一部

(2) 雨水

仙台市宮城野区 岩切字分台の全部

岩切字小児及び同字洞ノ口東の各一部

利府町 葉山二丁目、赤沼字大貝及び同字番ヶ森の各一部

利府町 葉山二丁目、赤沼字大貝及び同字番ヶ森の各一部

岩切字小児及び同字洞ノ口東の各一部

○宮城県告示第五百八十六号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

杜の丘地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百八十七号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年六月十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年六月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小野和宏

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年六月二十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県・市町村共同電子申請サービス提供業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から令和七年一月三十一日まで
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとし、本入札に係る一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に他の都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市と地方公共団体向けASP型電子申請サービス（アプリケーション）が動作するサーバーを事業者が設置運営し、インターネット及びLGWANを通じて利用者にサービスを提供することをいう。）の提供に係る契約を複数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している者であること。

9 次に掲げる公的認証制度のいずれかを取得している者であること。

(一) ISMS適合性評価制度（情報セキュリティマネジメント）

(二) プライバシーマーク制度

10 次に掲げるLGWAN-ASPサービスの登録者として認定を受けている者であること。

(一) LGWAN-ASPホスティングサービス提供者又はLGWAN-ASPアプリケーション及びコンテンツサービス提供者

(二) LGWAN-ASPファシリテーターサービス提供者

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五）へ令和元年七月十二日（金）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報政策課システム管理班（電話〇二二-二二-一三四七六）

3 入札説明書の交付期限

令和元年七月二日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和元年七月一日（月）まで2あて必着のこと。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和元年七月二十五日（木）午前九時から令和元年七月三十一日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 令和元年七月三十一日（水）午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合 配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和元年八月一日（木）午前十時 宮城県行政庁舎三階 震災復興・企画部情報政策課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四4の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。



選挙管理委員会

○宮選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和元年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称、代表者の氏名、会計責任者の氏名、主たる事務所の所在地、公職の種類（第一号）

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称、代表者の氏名、会計責任者の氏名、主たる事務所の所在地

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称、代表者の氏名、会計責任者の氏名、主たる事務所の所在地、公職の種類（第一号）

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称、代表者の氏名、会計責任者の氏名、主たる事務所の所在地

大森たかゆき後援会 大森 貴之 後藤沙亜耶 白石市大川町三ー三 令和元年 五月十七日

ごうこ正太郎君を応援する会 郷古正太郎 郷古 正二 仙台市青葉区川平三ー四七ー二二 令和元年 五月十五日

比嘉なつみ宮城県後援会 佐藤 浩崇 佐藤 浩崇 富谷市明石台七ー八一ー一 令和元年 五月十七日

山下純後援会 山下 純 佐々木雄一 仙台市青葉区国分町一ー五一一 令和元年 五月十七日

わたなべ清美後援会 佐藤 修司 佐川 幸蔵 富谷市あけの平二ー二一七 令和元年 五月二十九日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和元年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の名称、代表者の氏名、異動事項、新、旧、異動年月日

愛知治郎後援会 愛知 治郎 小畑有喜子 須田 浩司 平成三十一年 二月六日

石田一也後援会 石田 一也 仙台区太白区富原二ー一五ー五 仙台市青葉区台五 平成三十一年 三月三十日

奥山浩幸後援会 小野寺 豊 目黒 克美 奥山仁太郎 平成三十一年 二月十八日

輝く未来の会 生出泉太郎 仙台区青葉区東照宮一ー七一一 仙台市青葉区東照宮二一一一八 令和元年 五月一日

貴玲舎 村岡 貴子 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区東照宮一―七―一八 令和元年五月一日

塩釜歯科医師連盟 郷家 敏昭 主たる事務所の所在地 塩釜市尾島町九六―一〇 平成三十一年四月二十五日

仙台の輝く未来を実現する会 佐々木康治 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区東照宮一―七―一八 令和元年五月一日

仙南政治研究会 富樫 恒平 会計責任者の氏名 菅原 光平 佐藤 卓也 平成三十年十一月一日

千葉けんじ後援会 千葉 健司 会計責任者の氏名 菅原 徳樹 三浦 勝則 平成三十一年四月三十日

長南良彦後援会 佐伯 勇 代表者の氏名 佐伯 勇 大内 勝善 平成三十一年一月一日

原田ゆたか後援会 原田 豊 主たる事務所の所在地 石巻市築山一―五―一三―一八二 平成三十一年四月二十二日

宮城県商工政治連盟 阿部 庸 主たる事務所の所在地 栗原市栗駒岩ヶ崎八日町六―一 平成三十年五月二十五日

栗駒鷲沢支部 代表者の氏名 阿部 庸 菅原 正樹

ゆりの会 鎌田さゆり 会計責任者の氏名 古谷 千秋 由佐 充彦 令和元年五月一日

○宮選管告示第六十二号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次とおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和元年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

遠藤とくお後援会 西條 国吉 平成二十一年十二月三十一日

倉橋誠司後援会 倉橋 誠司 平成三十一年四月二十二日

佐藤としあき後援会 吉川 弘 平成三十一年四月十五日

高橋義雄後援会 菅原 高雄 平成三十年十二月三十日

○宮選管告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

高橋義雄後援会

報告年月日 31. 2. 28 (30. 12. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

倉橋誠司後援会

報告年月日 31. 2. 18 (31. 4. 22解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤としあき後援会

報告年月日 31. 3. 5 (31. 4. 15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

高橋義雄後援会

報告年月日 31. 2. 28 (30. 12. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0



○宮選管告示第六十五号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 令和元年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

倉橋誠司後援会

報告年月日 31. 4. 23 (31. 4. 22解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

佐藤としあき後援会

報告年月日 1. 5. 29 (31. 4. 15解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。  
 令和元年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

大森 貴之 白石市議会議員

大森たかゆき後援会

平成三十一年四月一日

小川のり子 参議院議員

石垣のりこ後援会

令和元年五月九日

山下 純 仙台市議会議員

山下純後援会

令和元年五月九日

○宮選管告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
 令和元年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

石田 一也 石田一也後援会

主たる事務所所在地

仙台市太白区富沢 一〇一五〇

仙台市青葉区台原 二一五〇五五

平成三十一年三月三十日

村岡 貴子 貴玲舎

主たる事務所所在地

仙台市青葉区東照 宮一七一一六

仙台市青葉区東照 宮二一一一八

令和元年五月一日

○宮選管告示第六十八号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。  
 令和元年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

仙台市大和コミュニティ・センターの項中「同 市若林区大和二丁目九番一五号」を「同 市若林区大和町二丁目九番一五号」に、荒井西団地集会所の項中「荒井西団地集会所」を「なないろの里集会所」に、仙台市袋原市営住宅集会所の項中「同 市太白区袋原字平淵二番地の三」を「同 市太白区袋原字平淵二番地の二」に、茂庭台第二市営住宅集会所の項中「同 市太白区茂庭台二丁目四番一」を「同 市太白区茂庭台二丁目四番一」に、市名坂野蔵集会所の項中「同 市名坂野蔵一〇一番地の三六」を「同 市泉区市名坂野蔵一〇一番地の三六」に、長命ヶ丘第一集会所の項中「長命ヶ丘第一集会所」を「長命ヶ丘第二集会所」に、長命ヶ丘第二集会所の項中「長命ヶ丘第二集会所」を「長命ヶ丘第一集会所」に、長命ヶ丘第三集会所の項中「長命ヶ丘第三集会所」を「長命ヶ丘第二集会所」に、住吉台西四丁目集会所の項中「同 市泉区住吉台西四丁目九番地二一」を「同 市泉区住吉台西四丁目九番地の二」に改め、石巻市鹿妻南コミュニティハウスの項、塩竈市吉津集会所の項及び美田園第一仮設住宅団地集会所の項を削り、栗原市瀬峰トレニングセンターの項中「同 市瀬峰大鏡山二四番地一六」を「同 市瀬峰大境山二四番地一六」に、栗原市瀬峰農村環境改善センターの項中「同 市瀬峰大鏡山二四番地一六」を「同 市瀬峰大境山二四番地一六」に改める。

正 誤

○宮城県公報第二九五五号(平成三十年五月一日付け)中

ページ 段 行 正

二 下 二七 二番百二十四

二番百二十四 誤